

平成 30 年度財政的援助団体等監査結果報告の概要

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政的援助団体等監査

2 監査の対象・範囲等

(1) 監査対象の種類及び監査範囲

財政的援助団体等における出納その他の事務の執行状況を基本とし、出資団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

(2) 監査対象年度

原則として平成 29 年度を主体としました。

(3) 監査実施団体及び実施期間

下表の 25 団体（内訳は 11、12 ページ参照）について、平成 30 年 11 月 19 日から平成 31 年 2 月 15 日まで監査を実施しました。

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数	監査対象 団 体 数
出資団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資しているもの	8	28
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を行わせているもの（指定管理者）	3	28
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	14	237
計		25	293

(注) 1 監査実施団体数は、実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

2 補助金等交付団体の監査対象団体数 237 については、1 事業 1,000 万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び 1 事業 2,000 万円以上を貸し付けた団体の合計である。

(4) 監査の着眼点

出資団体については、出資の目的に沿って事業が運営されているか、会計事務及び財産の管理が適正に行われているかなどに着眼して実施しました。

公の施設管理団体（指定管理者）については、施設の管理が基本協定書に沿って適正に行われているか、指定管理に係る会計事務が適正に行われているかなどに着眼して実施しました。

補助金等交付団体については、補助事業等の執行に係る会計事務が適正に行われているか、補助事業に係る県との事務手続が適正に行われているかなどに着眼して実施しました。

第2 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められました。

○改善を要する事項

項 目	事業の執行に 関すること	会計事務等に 関すること		計
			うち補助金等事務	
団体に関するもの	4 件	31 件	(3 件)	35 件
所管部局に関するもの	4 件	22 件	(13 件)	26 件
合計	8 件	53 件	(16 件)	61 件

(1) 出資団体

重大な誤りは認められませんでした。基本財産等の運用益の減少など収益環境が悪化しているものなどの事例が見受けられました。

(2) 公の施設管理団体

経費の支払誤りにより指定管理料の一部返還を要するものや、基本協定書に定める事務処理が適正に実施されていないものなどの事例が見受けられました。

(3) 補助金等交付団体

交付要領等で定められた報告書等が提出されていないものや、所管部局において、実績報告等の確認が適切になされていないものなどの事例が見受けられました。

2 監査の意見

(1) 総括的意見

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

特に、これまでも指摘してきたとおり、事前にチェックを行えば防止できたと思われる事案や、他の事務処理に波及する誤りなどが、今回も見受けられたので、所管部局においては、他の所管部局における監査結果も踏まえて、引き続き、ミスの多い事例の周知徹底やチェック機能の再点検を行うとともに、監査実施団体以外の団体を含め、所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

また、公の施設管理において、指定管理料の一部の返還を要する事例が 1 件見受けられたので、指定管理料の返還処理を行うとともに、チェック体制を強化されたい。

さらに、補助金等事務においては、消費税等に係る仕入控除税額報告書が提出されておらず、仕入控除税額の納付（返還）処理がなされていない事例があったので、所管部局はもとより、交付要領等に当該規定を設けている全部局において、同様の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

なお、監査実施団体のなかった部局においても、今回の監査結果を踏まえ、類似の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

(2) 主な意見

事業の執行に関すること

- ① 出資団体において、長期金利の低下による基本財産等の運用益の減少など収益環境が悪化しているものがあったので、経費の削減や財源の確保を図り、着実な事業実施等に努められたい。

〔 三重こどもわかもの育成財団、暴力追放三重県民センター 〕

- ② 公の施設管理において、基本協定書で定めた成果目標が達成されていないものがあったので、目標の達成に努められたい。

〔 三重県厚生事業団 〕

会計事務等に関すること（補助金等事務を除く）

- ① 公の施設管理において、団体が負担すべき管理備品の修繕費用を誤って指定管理料から支払っているものがあったので、適正な事務処理に努められたい。

〔 三重県下水道公社 〕

- ② 団体が負担すべき経費を誤って指定管理料から支払っているものがあったので、指定管理料の一部の返還処理を行うとともに、チェック体制を強化されたい。

〔 県土整備部 〕

- ③ 公の施設管理団体において、報告書等の提出が遅延しているものや、台帳等が整備されていないものがあったので、基本協定書に基づき適正に処理されたい。

〔 三重県視覚障害者協会、みえNPOネットワークセンター、ECCOM 〕

会計事務等に関すること（補助金等事務に限る）

- ① 交付要領等で定められた報告書等が提出されていないものがあったので、適正な事務処理に努められたい。

〔 壽康会、田中病院 〕

- ② 消費税等に係る仕入控除税額報告書が提出されていなかったことにより、仕入控除税額の納付（返還）処理がなされていないものがあったので、納付（返還）手続を行うとともに、今後は、交付要領に基づき適時適切に報告を求め、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

〔 医療保健部 〕

- ③ 証拠書類等に基づく実績報告の確認がなされていないものや、内容を十分に確認することなく実績報告書等を受領しているものがあったので、適正な事務処理に努められたい。

〔 医療保健部 〕

- ④ 交付要領等において、軽微な変更の範囲、交付申請書等の提出期限や様式を定めていないものがあったので、これらを定めて補助事業者に明示されたい。

〔 医療保健部、農林水産部 〕

(3) 団体別の結果及び意見（抜粋）

出資団体

【公益財団法人三重こどもわかもの育成財団】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：175,495,000円（県出資比率 60.5%）
公の施設 管 理	施設名：みえこどもの城
	平成29年度指定管理料：133,857,000円

[監査結果及び意見]

長期金利の低下により基本財産等の運用益が減少するなど、団体の収益環境が悪化しており、青少年育成事業については、平成29年3月に策定された中長期経営計画に基づき、29年度から10年間で総額1億2千万円の特定期資産を取り崩しながら事業を実施している。

引き続き、事業の安定的、継続的な実施に向け、経費の削減に努めるとともに、効果の最大化を図り、地域社会からの支援が得られるよう積極的に取組むなど、計画の着実な推進に努められたい。

（注）「特定資産」とは、基本財産以外の固定資産において、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産のことである。

[所管部局に対する意見]

青少年育成事業については、事業運営が厳しい状況が続いているので、経費の削減や自主財源の確保等に努めるよう、助言等を行われたい。

（所管課名：子ども・福祉部 少子化対策課）

【公益財団法人三重県下水道公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：30,000,000 円（県出資比率：50.0%）
公の施設 管 理	施設名：三重県流域下水道施設
	平成 29 年度指定管理料：3,957,445,995 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
経理事務	ア 管理備品の修繕費用について、団体が負担すべきものを誤って指定管理料から支払っているものがあつた。

[所管部局に対する意見]

- (1) 団体が負担すべき経費を誤って指定管理料から支払っているものがあつたので、指定管理料の一部（72,700 円）の返還処理を行うとともに、チェック体制を強化されたい。

（所管課名：県土整備部 下水道課）

- (2) 新たに購入した管理備品が年度協定書に記載されていなかったため、適正な事務処理に努められたい。

（所管課名：県土整備部 下水道課）

公の施設管理団体

【社会福祉法人三重県視覚障害者協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県視覚障害者支援センター 平成 29 年度指定管理料：46,183,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
業務報告書	ア 基本協定書に定める業務報告書の一部が、期限内に提出されていなかった。
開館時間及び休館日の変更	イ 基本協定書に定める開館時間及び休館日の変更について、期限内に県の承認を受けていなかった。
備品管理	ウ 基本協定書に定める図書等の目録が更新されていなかった。 エ 基本協定書に定める管理備品の管理簿が整備されていなかった。 オ 管理備品の定期的な実査及び書面記録が行われていなかった。
契約手続	カ 経理規程において、「特に軽微な契約」の範囲が定められていなかった。
管理文書	キ 文書整理保存要領に定める目録が作成されていなかった。
情報公開	ク 情報公開実施要領に定める文書件名の公表が行われていなかった。
個人情報保護	ケ 基本協定書に定める個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：子ども・福祉部 障がい福祉課)

【NPO法人ECCOM(旧称:特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター)】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県民の森 平成 29 年度指定管理料：23,670,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
重要事項変更の 届出	ア 団体の主たる事務所の所在地の変更について、基本協定書に定める届け出が行われていなかった。
備品管理	イ 備品台帳に記載されていない管理備品があった。 ウ 管理備品の購入伺いについて、納品後に作成されているものがあった。 エ 管理備品の購入代金について、緊急性のないものを、職員個人が立替払を行っていた。 オ 基本協定書に定める増減報告書等において、管理備品の取得価格を誤って報告しているものがあった。 カ 基本協定書に定める増減報告書等において、管理備品の受入日の根拠が明確でないものがあった。 キ 管理備品の購入伺いが作成されていないものがあった。 ク 管理備品の購入代金が支払われていないものがあった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 みどり共生推進課)

(注) 団体は、「特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター」から「NPO法人ECCOM」へ改称し、平成 30 年 12 月に変更登記を完了している。

補助金等交付団体

【医療法人社団壽康会（補助対象：吉田クリニック）】

財政的援助等の内容	
補助金	①医療施設施設整備費補助金：31,167,000円 患者の療養環境、医療従事者の職場環境等の改善のための施設整備及び救急医療施設等の施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	②地球温暖化対策施設整備事業補助金：14,385,000円 地球温暖化対策に資する病院等の施設整備に要する経費を補助する。 (補助率 0.33)
	③三重県新人看護職員研修事業費補助金：240,000円 新人看護職員研修の実施に要する経費を補助する。(補助率 1/2)
	④救急患者搬送情報共有システム運営補助金：129,400円 救急患者搬送情報共有システムの運営に要する経費を補助する。 (補助率 10/10)

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書が提出されていなかった。①、②

[所管部局に対する意見]

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書が提出されていなかったことにより、仕入控除税額（296,930円）の納付（返還）処理がなされていなかったため、納付（返還）手続を行うとともに、今後は、交付要領に基づき適時適切に報告を求め、適正な事務処理を行うよう指導されたい。①、②
(所管課名：医療保健部 医務国保課)
- (2) 三重県補助金等交付規則で定める補助事業等状況報告書の提出について、交付要領で義務付けられていないので、交付要領の規定を見直し、整合を図られたい。③
(所管課名：医療保健部 地域医療推進課)
- (3) 国の間接補助事業において、国の交付決定の時期と県の交付要領に定める補助事業等状況報告書の提出期限とが整合していないので、適時適切に事務処理ができるよう、交付要領の規定を見直されたい。①、②
(所管課名：医療保健部 医務国保課)

- (4) 事業内容等の軽微な変更の範囲について、交付要領で定められていないので、交付要領で明確に規定し、補助事業者に明示されたい。②

(所管課名：医療保健部 医務国保課)

(注) 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関するものかを示す。

<監査実施団体一覧>

出資団体

No	団 体 名	所在地	所管部局
1	公立大学法人三重県立看護大学	津市	医療保健部
2	社会福祉法人三重県厚生事業団	津市	子ども・福祉部
3	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	松阪市	子ども・福祉部
4	株式会社三重県四日市畜産公社	四日市市	農林水産部
5	公益財団法人三重県水産振興事業団	津市	農林水産部
6	三重県土地開発公社	津市	県土整備部
7	公益財団法人三重県下水道公社	松阪市	県土整備部
8	公益財団法人暴力追放三重県民センター	津市	警察本部

公の施設管理団体（出資団体との重複3団体）

No	団 体 名 (施 設 名)	所在地	所管部局
1	社会福祉法人三重県視覚障害者協会 (三重県視覚障害者支援センター)	津市	子ども・福祉部
2	特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター (みえ県民交流センター)	四日市市 (津市)	環境生活部
3	NPO法人ECCOM (旧称:特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター) (三重県民の森)	桑名市 (菰野町)	農林水産部
【4】	【社会福祉法人三重県厚生事業団】 (三重県身体障害者総合福祉センター)	津市	子ども・福祉部
【5】	【公益財団法人三重こどもわかもの育成財団】 (みえこどもの城)	松阪市	子ども・福祉部
【6】	【公益財団法人三重県下水道公社】 (三重県流域下水道施設)	松阪市 (松阪市他)	県土整備部

(注)【 】は、出資団体との重複団体である。

補助金等交付団体（出資団体との重複3団体）

No	団 体 名 (補 助 対 象 名)	所在地	所管部局
1	医療法人社団壽康会 (吉田クリニック)	津市	医療保健部
2	医療法人田中病院 (伊勢田中病院)	伊勢市	医療保健部

No	団 体 名 (補 助 対 象 名)	所在地	所管部局
3	社会福祉法人敬峰会 (特別養護老人ホーム伊賀の街)	津市 (伊賀市)	医療保健部
4	社会福祉法人長茂会 (軽費老人ホーム尾鷲長寿園他)	尾鷲市	医療保健部
5	NPO法人ステップワン (ステップワンハウスくれよん)	伊勢市	子ども・福祉部
6	学校法人暁学園 (暁高等学校他)	四日市市	環境生活部
7	三岐鉄道株式会社	四日市市	地域連携部
8	三重茶農業協同組合	四日市市	農林水産部
9	みえ次世代施設園芸コンソーシアム	津市	農林水産部
10	株式会社日新 (三重工場)	鳥取県境港市 (多気町)	農林水産部
11	鳥羽商工会議所	鳥羽市	雇用経済部
12	第一工業製薬株式会社 (四日市事業所霞工場)	京都府京都市 (四日市市)	雇用経済部
13	宗教法人春日神社	伊賀市	教育委員会
14	みえ観光の産業化推進委員会	津市	雇用経済部
【15】	【公立大学法人三重県立看護大学】	津市	医療保健部
【16】	【社会福祉法人三重県厚生事業団】	津市	子ども・福祉部
【17】	【三重県土地開発公社】	津市	県土整備部

(注) 【 】は、出資団体との重複団体である。